

役員報酬規程

（目 的）

第1条 この規程は、印旛福社会役員（以下役員）の報酬に関する事項を定める。

（報 酬）

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して報酬を支給する。

（支給額）

第3条 支給額は、月額200,000円とする。

（支給日）

第4条 報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

（改 正）

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月9日から施行する。

この規程は、平成28年10月18日から施行する。

この規程は、平成29年6月9日から施行する。